

戦前日本における優生学の知的障害者福祉分野への 影響に関する歴史的研究

平 田 勝 政

A Historical Study of the Influence of Eugenics on the Field of Social Welfare for the Persons with Intellectual Disability in Japan before World War II

Katsumasa HIRATA

1. はじめに — 本研究の課題と方法 —

本研究は、文部省科研費・基盤研究A「20世紀優生学が障害者の生存・生活・教育に及ぼした影響に関する総合的研究」(研究代表者・中村満紀男・筑波大)の研究分担者(日本担当)として、近現代の日本における優生学の障害者教育・福祉への影響とその克服過程を歴史的に解明しようとする一連の研究作業の第I報である。

1996年、「国民優生法」(1940年制定)をルーツとする「優生保護法」(1948年制定)が「母体保護法」に改正され、法律名から「優生」の文字が消えるとともに、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という表現も目的規定から削除された。法律的には優生思想と訣別がなされたとはいえ、学術研究としては優生学の思想と運動が日本の障害者観とその教育・福祉観にどのような影響を及ぼしたのか、その具体的事実の実証的解明と歴史的総括、その上での未来への教訓を析出する作業は、日本の歴史的土壌に根ざしてノーマライゼーション理念を実現していく上で、しかも出生前診断・ヒトゲノム研究等による新優生学の台頭が懸念される状況を考慮すると、益々重要な研究課題となっている。しかし優生学の影響に関する障害者教育・福祉史分野の研究成果は未だ少なく¹⁾、1970年代中頃から1980年代にかけて精力的に行なわれた一連の「精神薄弱」者施設史研究²⁾も私立学校としての経営とその教育的役割に分析の重点が置かれ、優生学の影響に関する検討は若干の言及にとどまっている。

筆者は、戦前の知的障害者施設における「精神薄弱」保護・教育観の特質をトータルに把握する上で優生学の影響の検討は不可欠であり、それを欠いては時代の文脈の中でのそれら施設の果たした教育的社会的な機能と役割の全貌は捉えられないと考える。日本における本格的な研究は緒についたばかりである。

このような問題意識と研究の現状認識に立って、本研究では、まず戦前日本の障害者福祉分野の中でも最も優生学的対策の対象とされた「精神薄弱者」に注目し、1934年発足の

「日本精神薄弱児愛護協会」(以下、愛護協会と略)に結集する当時の知的障害者施設経営者に優生学の影響がいつ頃からどのような形で現われ、彼等がいかなる見解を持つに至ったのか、その点を精神薄弱児保護法制定運動や国民優生法の制定過程との関連性を視野に置きながら解明していく。なお以下の本文中では歴史的用語・概念として「精神薄弱」を使用することをお断りしておく。

2. 愛護協会発足以前における知的障害者施設関係者への優生学の影響の検討

戦前の日本において愛護協会に1937年現在で加盟していた「精神薄弱」者施設(施設長名または代表者:創立年)は、①滝乃川学園(石井亮一:1891年)、②白川学園(脇田良吉:1909年)、③桃花塾(岩崎佐一:1916年)、④藤倉学園(川田貞治郎:1919年、前身は日本心育園)、⑤筑波学園(岡野豊四郎:1923年)、⑥三田谷治療教育院(三田谷啓:1927年)、⑦八幡学園(久保寺保久:1928年)、⑧小金井学園(城戸幡太郎、奥田三郎:1930年)、⑨広島教育治療学園(田中正雄:1931年)、⑩浅草寺カルナ学園(林蘇東:1933年)である。³⁾本稿では、今後の研究の手がかり得るため、上記の①～⑩の内、1930年11月の日本民族衛生学会発足時にその会員名簿⁴⁾で名前が確認できる石井亮一、岩崎佐一、川田貞治郎の3人に注目して愛護協会発足以前における優生学の影響を検討していく。

(1) 石井亮一(1867～1937)の場合

石井亮一は、「廃物を利用する世の中に尊い人間の白痴を教育して相当の働きをさせる事は義務である」⁵⁾という使命感から滝乃川学園において「精神薄弱」者の教育・保護に専心従事した斯界の先駆者である。その石井に優生学に関する言及が現われるのは、目下のところ1918年の論文「白痴教育」⁶⁾からである。その中で石井は、「精神薄弱児」に教育を施すことに対し、「雑草ニ水注ギ其繁茂ヲハカルハ、ソガ教育者ナリ」と批判する「人種改善論者」の言説をとりあげ、米国のような「去勢」ではなく、欧州のように「コロニー」として「隔離所」を設置しそこで保護・教育することは必ずしも「人種改善ノ趣旨」と衝突しないと主張している。1931年の論文⁷⁾では、「異常児にとって重大なる問題は、異常児教育といふよりも、如何にしてかやうな人間を社会から絶滅させるかにある。その方法としては、一つは隔離、一つは去勢である」と述べた上で、「去勢を特に必要とする者に対しては必要である」として慎重ながらも「去勢」を容認している。1935年にも立ち入った言及ではないが、「精神薄弱」の「予防」に関わって、「根本的には断種、隔離、結婚の統制などと云うふこともある。」⁸⁾と述べている。このように「尊い人間の白痴」の教育から出発した石井も、1910年代の終わり頃より「精神薄弱」の発生を予防する手段として「断種」等の優生学的対応を徐々に受け入れていったといえる。

(2) 岩崎佐一(1876～1962)の場合

桃花塾の創設者である岩崎佐一⁹⁾に優生学の影響が明確に現われるのは、1918年の論文¹⁰⁾からである。その論文で岩崎は、「白痴教育は何故に必要なるか」という問いに「人道上」「経済上」「社会上或は刑事上」から必要と説明し、続いて4番目に「種の改良の上」から「白痴」の保護・教育の必要を説いている。岩崎は、「白痴は遺伝から来るのが、一番多くて、約九割」であると把握し、「その白痴を教育もせず、保護もせず、自然の俤に放任して置きますと、善種の反対である悪種が漸次に殖えて参りまして、人種の劣悪を来

すことになる」として、「優生学の上から見て…白痴を教育し、保護して…悪種の播布を防遏する手段を講ぜねばならぬ」と主張している。この見地から岩崎は、第五回全国社会事業大会（1920.6）の協議部会（第二部会：児童保護）において「府県費ヲ以テ低能児学校ヲ設置スルコトヲ建議スルノ可否」（大阪救済事業同盟会提出）の説明者として「刑事政策上、経済上、優種学上等の見地よりして精神薄弱者に対する特別教育の必要を述べ」（傍点筆者）ている¹¹⁾。さらに1921年の「桃花塾拡張趣意書」¹²⁾でも、「異常児童」は、「社会を蠱毒する不良分子」であり、その保護と教育は、「社会政策上」「刑事政策上」だけでなく「人種の改良」の上でも一大問題であるとしている。このように「人種の改良」「優種学上」など様々な表現で確認できる優生学の影響が、その後の岩崎の「精神薄弱」教育・保護論や「コロニー」構想において具体的にどう展開されているのか、その点の検討は今後の課題としたい。

(3) 川田貞治郎（1879～1959）の場合

川田の著作¹³⁾において優生学の影響が明確に確認できるのはカリカック家の研究で有名なゴダード等に師事したアメリカ留学中（1916.3出発～1918.11帰国）の書簡（全集Ⅲ所収）からである。例えば、1917.5.20付の書簡では「精神薄弱児」の教育の研究だけでなく遺伝の研究も必要であり、「遺伝させぬ様なことの為に働く」ことも自分の役割であるとして「ユージニック（人種改善）の主張も研究する必要がある。このユージニックの研究をして見ます」（433頁）と書き送っている。また在米中に「児童研究」誌（20巻12号1917.7）を通して日本で「大日本優生会」が発足したことを知り、今後「精神薄弱」の遺伝研究とそれへの優生学的対応の議論が日本でも高まるであろうことを察知している。川田が「児童研究」誌で眼にした「大日本優生会」¹⁴⁾の記事とは、次のような内容である。

「大日本優生会は、阿部文夫、市川源三、河西駒吉、河原茂六、山内繁雄氏等の発企にて創立し、会員を募集中なり。この会の目的は優生学に関する事項の調査研究をなし、該学の趣旨を普及し以て人種改善の実を挙ぐるにありて、事業として本邦人に就きて遺伝現象の調査、講演著作及び図書館設置展覽会開設等の方法にて優生学の普及発達を図り、人種改良の実行に関し種々の相談等をなす。（後略）」（385頁）

帰国後川田は、1922年の論文「遺伝と家庭」¹⁵⁾において「低能」や「大酒家」の遺伝家系を示しながら、「人生の幸福の殆んどは遺伝によって害されるものである」から、「家庭の健全」のために「遺伝の毒」を取り除く家庭の改善・改造が急務であることを主張している。1926年発行の『財団法人藤倉学園』（全集Ⅳ巻所収）では、藤倉学園の将来計画（第二次計画）の構想として、「既に精神薄弱者となった者を治療教育するのみならず、将来に於て社会的根治法」の必要性を提起し、その方策の第一番目に「精神薄弱者の生れざる様に社会政策の一つとして社会全体が認識しての予防策を講ずるの指針」として「精神薄弱者の遺伝を防ぐ為に彼等をして結婚せしめざる事」等を挙げている。この段階では結婚制限を中心にした予防策が提案されており、断種を提起するまでには至っていない。

川田が断種容認に転換したことが明確に現われるのは、第二回全国児童保護事業会議（1930.11.18～20）においてであった。まず同会議の第三部会において小峰茂之らによって協議題として「児童の精神衛生思想を普及発達せしめむる方法如何」が提案され、その具体策（「予防政策」と「救済治療的教育」の二本柱で構成）として筆頭に「優生学的処置」を挙げ、「白痴、低能児」等への「去勢」などが提唱された。この小峰提案は賛成を

得て建議することになったが、「白痴，低能児…ヲ去勢スル様法律ヲ制定スルコト」などを内容とする内務・司法・文部各大臣宛の建議案として提案された際、「去勢法は種の滅亡を意味するものであってアメリカに於ては人道上から非難がある」（有馬四郎助）、「去勢の項だけは除外することを望みます」（勝水淳行）等の反対意見が出されて紛糾することとなった。その際建議案作成委員のひとりであった川田は「人道上の見地より考察」して「私は，去勢の項を入れて差支えない」と反論している。また「今日の医学をもってすれば何等の支障もなく優生学上の効果を挙ぐる事が出来る…私の所では事実実行して居りますが成績は非常によい」とも述べている¹⁶⁾。その建議案作成委員には，藤本克己（滝乃川学園）も含まれており，戦前の代表的な知的障害者施設関係者が1930年の時点で「去勢」という「優生学処置」に賛意を表明するだけでなく，すでに川田の藤倉学園では実施されていたことは重要な事実として注目されてよい。結局「去勢」の件は反対意見が強く削除されて建議されることになった。この第二回会議の10日後には日本民族衛生学会（11.30）が，翌1931年6月には日本精神衛生協会がそれぞれ発足し，日本における優生運動が断種法制定に向けて大転換を遂げていく。その日本民族衛生学会の評議員には石井亮一と川田貞治郎が名を連ねており，特に川田は，第1回日本民族衛生学術大会（1931.10）において，「精神薄弱児童に関する必須的対策としての遺伝研究」と題する研究発表をおこない，「不良化の原因は遺伝によるもの多く，随って犯罪を防遏するよりも，優生的方法によって予防する」必要を力説している¹⁷⁾。

以上のように概観してくるとほぼ1917～18年頃から「精神薄弱」者施設関係者に優生学の影響が現われ始め，1920年代には確実に普及・定着し，1930年前後には斯界の中心メンバーが去勢（断種）を容認・実行するに至っており，1934年の愛護協会発足以前の段階で優生学は「精神薄弱」者福祉分野に重大な影響を及ぼしていたことが確認できる。愛護協会は，これら民族衛生・精神衛生運動を中核とする優生運動の高まりを背景として，その一翼を担うという役割をもって発足したといえる。

3. 愛護協会発足以後における知的障害者施設関係者への優生学の影響の検討

(1) 愛護協会設立要旨及び総会における優生学的論調

愛護協会は1934年10月22日に創立総会を開催して発足したが，その設立趣旨は翌1935年3月発行のパンフレット『精神薄弱児問題－本協会設立要旨－』に述べられている。そこには，「精神薄弱児問題」を論じるにあたり，4つの観点が示され，その一番目に「精神衛生上殊に遺伝問題に関してその劣弱素質の除去乃至発生予防を目的とする観点」が記されている。その「観点」の説明では，「精神欠陥者の発生予防と保護治療」や「精神薄弱者に対する特殊教育及補導監視」は，「民族的素質改善に貢献せんとする」ものであり，特に「精神發育制止状態の異常児」はその66%～90%が「遺伝に因るもの」であるから，「禁酒」「毒物予防」の方策とともに「高度の精神欠陥者に対しては断種絶産の根本的方途が確立されねばなりません」という断種法制定の必要も提示している。

この「観点」は，愛護協会第2回総会（1935.10.21）での検討を経て第8回全国社会事業大会（1935.10.23～26）に提出された「精神薄弱児保護法の制定に関する要望と其理據」でも踏襲されている。そこでは，「現時の保護救済策として適切重要と思惟されるもの」

の一つに「精神欠陥者の発生予防と保護治療及び其帰結として精神薄弱児に対する特殊教育及び補導監視に関する精神衛生運動の優生学的重要性の一層の強化」が挙げられている¹⁸⁾。

第3回総会（1936.11.8）では、総会の最後に朗読された「宣言」の中に、「精神衛生上予防的観点に立って、斯種児童の発生上にも深甚なる考慮を払ひ国家及民族永遠の問題として防遏せねばならぬ優生学的社会政策も当然将来は含まれねばならぬこと信じます¹⁹⁾と記されている。

1937年2月、「保健社会省」（→厚生省）の設置が取り沙汰される中、愛護協会主催で開催された「精神薄弱児問題座談会」（司会・城戸幡太郎）では、出席者の青木延春（内務省衛生局）が「精神薄弱」で「軽度の者は、社会問題を起し易い」ため対策の一つとして「断種」があることを提示し、その一方で「収容施設や補助学級の数を増加して、夫々智能程度に応じて保護教育の実をあげて行かなければならない²⁰⁾とも指摘した。ここには内務省衛生局としての「精神薄弱児問題の対策」が、発生予防としての「断種」と発生後の「保護教育」をセットにして対応するという枠組で構成されていることが示されている。

(2) 機関誌「愛護」にみられる優生学の論調

次に「愛護」誌における論調をまず巻頭主張に注目して見ていくと、創刊号（1936.9）では「明朗日本の将来を顧念し、民族の優生を確保せんとする我等は、精神衛生運動の強化、治療教育所の確立増大を（希）望する次第である」とあり、第2号（=1巻2・3号1937.1）のそれは「母子扶助法案や民族優種法案の重大性を帯び来りし時大きな人道問題文化問題として之を省察したいものである」と締め括っている。第3号（=1巻4-7号1937.12）の巻頭論文では、「協会の使命は…現下我国の社会的欠陥を改良補足し、国家の文化的興隆発展と教育の拡充進歩に将又精神衛生思想の普及発展に寄与せんとする運動を強化」することにあるとしている。これらは幹事の久保寺保久が執筆したものである。ここには愛護協会の総意としての活動が一貫して精神衛生運動の一翼を担いながら日本民族の優生化を最重要課題として展開されていることが示されている。

また「愛護」誌の発刊を祝して第1巻第1号に寄せられた祝辞の中に優生学（民族衛生学）の立場が鮮明なものが認められる。具体的には、まず児玉昌は、「日本には白痴が何人居るか」を論じて日本に「約3万五千人の白痴が居る事」は「民族衛生の立場から云っても、大きな問題」であるとしている。次に橋本勝太郎は、愛護協会の事業が「民族素質の低下」を食い止め「日本民族の発展向上」へ寄与することに期待を寄せている。その橋本（日本少年指導会会長）は、一年後吉益脩夫を研究主任として『少年不良化の原因と其対策（第一輯）』（1937年5月刊）をまとめあげ、「低格者発生の源泉を尋ね其出産を未然に防ぐ」には、「優生学的方法」として「病的遺伝素質の濃厚なものに対し断種の処分、或いは妥当な結婚の統制」が必要で、そのためにも「断種法と婚姻制限法の制定を急がねばならぬ」と提起している。太田秀穂（前多摩少年院長）は、「愛護事業家がもっと遺伝や環境等の関係を研究し、酒毒、梅毒、精神病、肺病等発生の原因をなくするは勿論素質優良児を援助せられんことを熱望する」といった期待を愛護協会に寄せている。

第1巻第4-7号（1937.12）では、「時局と異常児問題」が特集されているが、寄稿者7人中脇田良吉（白川学園）と青木延春の2人に優生（民族衛生）思想が顕著である。脇田は、日中戦争を「世界の大問題」で「人類進化の一期劃」となる「地上浄化の端緒」と

位置づけ、「国家悠久の為に、日本民族の優良化を希」いつつ、「異常児問題は人間完成の事業であって、又一面には人類退化の防止作業でもある。地上の浄化は神より人に与へられたる特権である。人の進化なくては神国の建設は出来ない。この意味に於いて、此の聖戦なくては悠久に人類の幸福は来ないのである。而して此の聖戦を背負って起つ我国に於いてこそ、真の異常児問題の解決はつくのである。」とした。このように脇田は、「精神薄弱児」の保護・教育を「人類退化の防止作業」ととらえ所謂“逆淘汰”に立ち向かおうとしていた。一方の青木は、日中戦争を受けて「世界戦争と異常児童の増減」に関する統計調査を整理して、「事変に際して異常児童が激増する」ことを指摘し、それを「民族変質の激化」と把握し、日本も「民族変質の徴」が現われており「精神異常を減少せしむる」各種防止策の必要性和それと連動した「異常児童の対策」を提起している。これも「異常児童」の「激増」による「民族変質」すなわち“逆淘汰”に危機感を持った発言といえる。

(3) 久保寺保久における優生学の影響とその「精神薄弱児」処遇観

次に愛護協会の幹事として会の中心にあった久保寺保久（1891～1942）に注目して上記以外の優生学の影響を概括していこう。久保寺における「精神薄弱児」の概念とその処遇観についてはすでに拙稿（本誌第49号）²¹⁾において一定の整理・検討をおこない、とくに図1・図2（71頁）にその全体構造を示した。あらためて優生学に注目して再検討していくと、図2は、愛護協会設立直前の1934年9月発表の論文²²⁾において初めて提示されたものである。久保寺は、協会設立準備過程の段階で、すでに「断種」と「隔離」という予防的方策を含めて「社会の文化と秩序とのために、精神薄弱者を保護せよ！」と提唱していたのである。続いて1935年論文²³⁾において「精神薄弱児」の処遇を、①治療教育学的処遇、②「純医学的処遇」、③「優生学的処遇」の3つの柱で構想した。①が中心で、③に関する言及は少ないが、その「優生学的処遇」には「悪種排除のディスジェニックの場合も含む」としている。そして「精神異常児に対する社会的督制」として、「犯罪傾向ある特殊異常なる精神欠陥児は社会との関係を絶たしめ永久隔離をなし、高度の精神薄弱児等とともに進んで断種の方途を講ずるも亦止むを得ぬ」（26頁）と述べている。「高度の精神薄弱」とは、図1の「確定的精神薄弱」を指すと考えられる。結局、久保寺の優生学的処遇は、「断種」と「隔離」からなっており、「高度精神薄弱ノ悪種遺伝防止根絶」のための「民族優生保護法」の制定（→国民優生法）によって「断種」を実行し、「個人的社会的適応力欠如者若クハ社会ノ福利平安紊乱者」は「農園コロニー」に収容して「永久隔離」することを提起したものであった。その他に「近親結婚」の禁止や「酒精中毒」の撲滅なども主張している。

国民優生法制定（1940年5月）後には、それを受けて久保寺は次のように述べている。

「国民優生法は、遺伝的負因の強度欠陥者中技能優秀なる者に対しての除外を規定している。私共の主眼とする隔離保護と医学と協働する療護教養との立場よりして、寔に好ましい規定である。断種を局限する所に人的資源確保、精神衛生的施設の拡充、国民精神健康度の高き標識が予想せられる。発生不可避とみられる欠陥児の為、早期の療護教導が一大国策として十分考慮せられねばならぬ。優生学的処置とともに優境的処遇が一段と緊切なることを確信するものである。」²⁴⁾

久保寺は、国民優生法第3條中の但し書きにある「特ニ優秀ナル素質ヲ併セ有スト認メラルルトキハ此ノ限ニ在ラズ」に注目して、「断種」を容認しつつも「断種」の実施を局

限する方向で理解し、「精神薄弱児」が「技能優秀なる者」として一芸に秀でようその可能性の開花に取り組んでいった。そのためには優生学的見地によって劣等処遇に甘んずるのではなく、逆に「優境的処遇」が必要であることを強調した。そこには、「忘れられた子供たち」に対する久保寺の「良識」²⁵⁾が示されていた。

4. まとめと今後の課題

本研究では、以下の点が明らかになった。

第一に、日本では、1917～18年頃から「精神薄弱」者施設関係者に優生学の影響が明確に現われ始め、1920年代には確実に普及・定着し、1930年前後には斯界の中心メンバーが去勢（断種）を容認・実行するに至っており、1934年の愛護協会発足以前の段階で優生学は「精神薄弱」者福祉分野に重大な影響を及ぼしていた。

第二に、「精神薄弱」者施設関係者の結集体である愛護協会は、民族衛生・精神衛生運動を中核とする優生運動の一翼を担う形で発足し、「民族の優生を確保する」という使命をもって「精神薄弱児」の発生予防と保護・教育の処遇体系を久保寺保久を代表として構築していった。そこでは断種・隔離を容認しながらも、断種の実行に至る前に「精神薄弱児」の可能性をひき出す教育的とりくみを重視し、その条件として「優境的処遇」が必要であるという見解がみられた。

第三に、上記一・二の結果として、戦前の「精神薄弱」者施設は、これまでの「精神薄弱」施設史研究が重視してきた私立学校としての教育的役割だけでなく、民族の優生化のための民族衛生施設としての機能と役割を社会的に担おうとしていたことも明らかとなった。

今後の課題は、川田、久保寺以外の人物の検討（岩崎佐一、三田谷啓ら）をはじめとして、これら戦前の「精神薄弱」者福祉界への優生学の影響が、戦後の優生保護法の制定や「精神薄弱児対策基本要綱」に見られる優生思想とどのような連続関係にあり、それがコロニー等の施設論として戦後にどう具体化し普及していくのか、そしてその隔離主義的処遇の展開の中からそれを克服しようとする思想・実践・運動がどう形成・展開していったのか、といった諸点を解明していくことである。

<注>

- 1) 日本障害者教育・福祉史研究分野において優生学に論及した主な先行研究としては、①加藤美紀・津曲裕次：戦前の日本における優生学の取り扱いに関する研究－国定教科書等の記載の分析から－「障害者問題史研究紀要」第37号、27～35頁、1996年、②篠崎恵昭・清水寛：アジア・太平洋戦争下の優生政策と障害者問題〔Ⅰ〕－第75回国議会衆議院優生法案委員会の「国民体力管理法案」審議の検討－「埼玉大学紀要教育学部（教育科学）」第46巻第2号、29～49頁、1997年、③篠崎恵昭・清水寛：アジア・太平洋戦争下の優生政策と障害者問題〔Ⅱ〕－第75回帝国議会衆議院優生法案委員会における「国民優生法案」審議の検討－「埼玉大学紀要教育学部（教育科学）」第47巻第1号、11～38頁、1998年、がある。

- 2) 紙幅の関係で先行研究を明示できないため、筆者作成の下記の目録①②の番号を記しておく。

①平田：近代日本障害児教育史関係文献目録「長崎大学教育学部教育科学研究報告」第43号、89～118、1992年6月→「目録Ⅰ」

②平田：同上（Ⅱ）「長崎大学教育学部教育科学研究報告」第53号、61～70、1997年6月→「目録Ⅱ」

目録Ⅰでは、主にNo.166,192,199,202～206,214,215,223,230,231,233,244～246,262～269,295,296,299,303,306～308,310,318,319,327,329,332,351,353,363～365,401,403,410,416,423,439,443,444,453,457,

- 491,493,497,510,537,であり、目録Ⅱでは、No.552,572,575,578,602,612,620,627,628である。
- 3) 精神薄弱児収容施設一覧「愛護」第1巻第4－7号,18頁,1937年より。
 - 4) 会員名簿(第一回)「民族衛生」第1巻第1号,98～101頁,1931年。石井と川田は「評議員」(98頁)中に、岩崎は「会員」の「Iノ部」(99頁)中に確認できる。
 - 5) 石井：瀧の川学園経営法「成功」第9巻第1号,83頁,1906年4月
 - 6) 石井：白痴教育(下)「神経学雑誌」第17巻第10号,25頁,1918年10月
 - 7) 石井：精神薄弱者与其取扱ひ方「体性」第17巻第3号,29頁,1931年9月
 - 8) 石井：精神薄弱児の幼児に於ける状態に就いて「愛育」第1巻第5号,20頁,1935年
 - 9) 岩崎佐一の先行研究には、岡本藤治郎氏の論文「障害児教育萌芽期における岩崎佐一の思想と実践」『大阪教育大学障害児教育研究紀要』第3号(1981年)があるが、優生学の影響に関する言及はない。
 - 10) 岩崎：白痴教育に就て(4)「救済研究」第6巻第7号,38～41頁,1918年7月
 - 11) 「社会と救済」第4巻第4号,1920年7月
 - 12) 桃花塾拡張趣意書「救済研究」第9巻第9号,70頁,1921年9月
 - 13) 分析対象の川田の著作については、筆者作成の「川田貞治郎文献目録」(日本社会福祉学会第48回大会にて配布した発表資料中の<資料1>)参照。本目録は、紙幅の関係で掲載できないが、『川田貞治郎教育的治療学全集』(全6巻,以下「全集」という)所収の論文・資料に、筆者の補充分(戦前関係15件)を加えたものである。
 - 14) 「全集」第Ⅲ巻の456～457頁(1917.9.3付の書簡)。なお「大日本優生会」についてのより詳細は、拙稿「日本における優生学の障害者教育・福祉への影響に関する歴史的研究(第Ⅱ報)」(『教育史学会第44回大会発表要綱集録』所収24～25頁)と大会当日配布資料を参照されたい。
 - 15) 川田：遺伝と家庭「婦人新報」第302号,6～11頁,1922年12月
 - 16) 『第二回全国児童保護事業会議報告書』119～122頁
 - 17) 日本民族衛生学会第一回学術大会「民族衛生」第1巻第4号,113頁,1931年10月
 - 18) 『日本愛護五十年の歩み』22～24頁
 - 19) 第三回日本精神薄弱児愛護協会総会記事「愛護」第1巻第2・3号,8頁,1937年1月
 - 20) 精神薄弱児問題座談会記事「愛護」第1巻第4－7号,23頁,1937年12月
 - 21) 平田：戦前の社会事業分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究Ⅱ(下)「長崎大学教育学部教育学研究報告」第49号,65～72頁,1995年6月
 - 22) 久保寺：精神薄弱児の社会的保護「浅草寺時報」第66号,7～9頁,1934年9月
 - 23) 久保寺：精神異常児の処遇に就て「育児事業研究」第二輯,19～30頁,1935年1月
 - 24) 久保寺：特異児童を友とする心「厚生之友」第1巻第8号,4～5頁,1940年8月
 - 25) 石田博英『忘れられた子供たち』284～285頁,1942年。久保寺は、訪問取材に来た石田に対して、次のように語ったという。「彼等にもやっぱり天分がある。それを発見し見出すことに喜びを感じるのです。彼等にも楽しい生活をする権利がある。明るく、のびのびと生きる権利がある。そして其の力を亦持っているのです。親や近親や先生は勿論、社会の人々も彼等に理解を持って、彼等を育て貰いたい。此の良識が結局は、優生法を本当に効果あらしめることになる。」

(付記) 本研究は、日本社会福祉学会第48回大会(於・日本女子大学)において「日本における優生学の障害者教育・福祉への影響に関する歴史的研究(第Ⅲ報) — 戦前の知的障害者施設経営者への優生学の影響の検討を中心に — 」と題して発表したものを改題の上、修正加筆したものであり、2000年度文部省科研費・基盤研究(A)(1)「20世紀優生学が障害者の生存・生活・教育に及ぼした影響に関する総合的研究」(課題番号11301009)の研究成果の一部でもある。